

○旅館業法施行細則

昭和三二年一〇月二二日

規則第一二二号

東京都旅館業法施行細則を公布する。

旅館業法施行細則

(昭五〇規則七六・改称)

東京都旅館業法施行細則(昭和二十三年十二月東京都規則第二百九号)の全部を改正する。

(営業許可申請)

第一条 旅館業法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「規則」という。)

第一条の申請書は、別記第一号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 当該旅館を中心とした半径三百メートル以内の住宅、道路、学校等の見取図
- 二 建物の配置図、各階平面図、正面図及び側面図
- 三 客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図
- 四 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 五 規則第一条第一項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類

2 旅館業法施行条例(昭和三十二年東京都条例第六十三号。以下「条例」という。)第一条の二に規定する規則で定める書類は次に掲げるとおりとする。

- 一 旅館業を営もうとする施設について土地及び建物に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(昭六一規則一二一・全改、平一二規則二二五・平一七規則一八一・平三〇規則九二・令二規則一九五・一部改正)

(営業許可書の交付等)

第二条 知事は、旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。)第三条第一項の規定により許可をしたときは、別記第二号様式による営業許可書を交付し、別に定めるところにより旅館台帳を作成するものとする。

2 知事は、法第三条第二項及び第三項の規定に基づき許可をしないときは、別記第三号様式による不許可通知書により通知するものとする。

(昭五五規則八九・全改、平一四規則八〇・一部改正)

(承継承認申請書等)

第三条 規則第二条第一項及び第三条第一項の申請書は、別記第四号様式から第六号様式までによる。

2 知事は、法第三条の二第一項及び第三条の三第一項の規定による承認をしたときは、

別記第七号様式から第八号様式までによる旅館業営業承継承認書を申請者に対して交付するものとする。

(昭六一規則一二一・追加、平一三規則一五六・平一四規則八〇・一部改正)

(変更等の届出)

第四条 規則第四条の規定により届出をしようとする者は、別記第九号様式による変更届又は別記第十号様式による停止若しくは廃止届を知事に提出しなければならない。

(昭五五規則八九・全改、昭六一規則一二一・旧第三条線下・一部改正)

(宿泊者名簿)

第五条 規則第四条の二第三項第二号の知事が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- 一 性別
- 二 年齢
- 三 前泊地
- 四 行先地
- 五 到着日時
- 六 出発日時
- 七 室名

(昭四七規則二七七・全改、昭六一規則一二一・旧第四条線下、平一七規則八五・平三〇規則九二・一部改正)

(浴槽の衛生措置)

第六条 条例第四条第七号ロに規定する規則で定める場合は、次のいずれにも該当する場合とする。

- 一 ろ過装置を使用して、浴槽水を循環させているとき。
- 二 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備が設置されていないとき。
- 三 維持管理が良好で、公衆衛生上支障がないと認められるとき。

(平三〇規則九二・全改)

(貯湯槽を使用するときの措置)

第七条 条例第四条第七号ニ(1)の規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、一年に一回以上行うものとする。

2 条例第四条第七号ニ(2)の規則で定める温度は、摂氏六十度とする。

(平一五規則五〇・全改、平三〇規則九二・一部改正)

(ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置)

第八条 条例第四条第七号ホ(1)の規定によるろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

2 条例第四条第七号ホ(2)の規定による配管の内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

- 3 条例第四条第七号ホ(3)の規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。
- 4 条例第四条第七号ホ(5)の規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について一年に一回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。

(平一五規則五〇・全改、平三〇規則九二・一部改正)

(構造部分の合計床面積)

第九条 条例第七条第二号イに規定する一客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。

- 2 条例第九条第一項第二号に規定する客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、各客室の寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。

(平一五規則五〇・全改、平三〇規則九二・旧第十条繰上・一部改正)

(委任)

第十条 この規則に規定するもののほか、この規則の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

(令二規則一九五・追加)

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和四一年規則第一〇四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四二年規則第一八〇号)

この規則は、昭和四十三年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年規則第二七七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年規則第一一九号)

この規則は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (昭和五〇年規則第七六号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の旅館業法施行細則により作成した様式の用紙で現に残存するものは、なお当分の間、これを使用することができる。

附 則 (昭和五五年規則第八九号)

- 1 この規則は、昭和五十五年六月一日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の旅館業法施行細則の様式による用紙で、

現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（昭和六十一年規則第一二一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の旅館業法施行細則別記第一号様式及び別記第五号様式から別記第七号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成三年規則第二二六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の旅館業法施行細則別記第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成七年規則第七五号）

- 1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の旅館業法施行細則別記第一号様式、別記第二号様式及び別記第四号様式から別記第十一号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成一二年規則第二二五号）

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の旅館業法施行細則別記第一号様式、別記第五号様式、別記第六号様式、別記第九号様式及び別記第十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成一三年規則第一五六号）抄

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第八〇号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第五〇号）

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の旅館業法施行細則別記第一号様式及び別記第十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成一六年規則第五七号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第三二〇号）

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第八五号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一八一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年規則第二八五号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年規則第六七号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第九二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条に一項を加える改正規定及び別記第一号様式（「氏名 (㊟)」を「氏名 」に、「ホテル営業・旅館営業・簡易宿所営業・下宿営業」を「旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業」に、「第3条第2項第1号から第3号まで」を「第3条第2項各号」に改める部分を除く。）の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の旅館業法施行細則別記第一号様式、別記第六号様式、別記第九号様式及び別記第十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和元年規則第三〇号）

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和二年規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年規則第一九五号）

- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の旅館業法施行細則別記第一号様式及び別記第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

